常務理事	事務長	担当者	担当者

健康保険　任意継続被保険者　資格取得申出書

※ 裏面の注意事項を必ずお読みください。
また、下記については特に重要事項ですので、十分ご理解のうえ記入願います。

☐ 任意継続被保険者の保険料は全額自己負担となり、原則、期間中（2年間）は変更ありません。
☐ 初回納付期限までに保険料を納付しなかった場合には、申出は取消しとなります。
☐ 納付期限までに保険料を納付しなかった場合には、翌日をもって資格喪失となります。

※太枠健保記入欄

使用していた健康保険	記号	番号	任継 90	番号				任継取得日

確認事項❶〈必須〉	◆チェック☑を入れてください。	
	☐	① 申請者本人（被保険者）が作成したものである。 ② 記載内容については誤りがないか申請者本人が確認済である。
確認事項❷〈該当者のみ〉	◆資格確認書の交付（自動発行はされません）	
	☐	交付が必要な場合のみチェックをいれ、**「資格確認書交付申請書」**を添付してください。

フリガナ 氏　名		性別 男・女	生年月日	元号	年	月	日	年齢	

自宅住所 電話番号	〒　　－	
	フリガナ	
	都道府県　市区郡　区町	
	フリガナ	
	（自宅）　－　－	（携帯）　－　－

継続被扶養者の有無 （〇で囲って下さい）	◆「あり」の場合は、被扶養者異動届（継続）および添付書類等を合わせて提出ください。				
	1	あり	2	なし	※在籍時に扶養していた家族を引き続き扶養したい場合は、再審査となります。

保険料の納付方法 （振込） （〇で囲ってください）	◆ 前納は割引制度があります。 ◆ 資格喪失まで納付方法の途中変更は出来ません。					
	1	毎月納付 （納付期限毎月10日）	2	6ヶ月前納 （半期ごとに納付）	3	12ヶ月前納 （年度ごとに納付）

現金給付等 振込口座 （本人名義のみ）	◆ 保険料引落口座ではありません。現金給付等健保からの振込用です。									
	金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協	金融機関コード				支店 本店 支所	店番号		
	預金種別	普通 ・（　　）	口座番号(右詰め)							

事業所名称			
所在地			
資格喪失日 （退職日の翌日）	令和　年　月　日	提出日	令和　年　月　日

※全農健保使用欄

資格取得日		標準報酬月額	千円	回収日
資格喪失日		初回納付期日		

≪健保受付日付印≫

※申出書は資格喪失後20日以内に健保必着です。健康保険法上、期日後の受理は出来ません。

全農健康保険組合(R6.12改訂)

《「健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書」を提出される皆様へ》

任意継続被保険者制度は、退職後引続き当健保の被保険者になることが出来る任意の制度ですが、健康保険法上さまざまな条件があります。下記の注意事項を十分ご理解のうえ、申出書を提出願います。

１．任意継続の加入期間について：

（１） 任意継続の加入期間は、任意継続被保険者となってから**２年間**です。ただし、以下の理由に該当する場合は２年を経過する前に、**任意継続の資格を喪失**することとなります。

ア．**保険料を納付期限（毎月１０日）までに納付しなかった場合（特にご注意願います。）**

イ．再就職等により、他の健康保険等の被保険者となった場合

ウ．被保険者の方が亡くなられた場合

エ．被保険者の方が後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に加入された場合

オ．被保険者の**申出**により喪失をした場合。（申出が受理された日の翌月１日が喪失日）

２．任意継続被保険者の保険料について：

（１）任意継続被保険者の保険料は、以下の計算により算出され**全額ご本人負担**です。
全農健康保険組合の規約により、保険料算出方法は「資格喪失時の標準報酬月額」に保険料率を乗じた額（保険料額）となります。
※保険料額は、毎年見直す保険料率の改定により変更になる場合があります。

（２）保険料試算ご希望の方は、所属事業所にお申出ください。

（３）４０歳以上６５歳未満の方は、介護保険料も全額ご本人負担となります。

（４）国民健康保険に加入した方が負担軽減となる場合がありますので、**事前にお住まいの市区町村へお問合せください。**

３．保険料の納付方法について：

（１）納付の種類：下記のいずれか１つの方法を選択いただき、**以後納付方法の変更はできません。**
保険料は、当健保への**「振込」**となります。期日までに納付がされない場合は、被保険者資格の継続意思がないものと判断して資格喪失になりますので、必ず納付期限までに納付願います。

① 毎月納付		資格取得時、及び９月と３月に半期分の納付書を送付します。 **納付期限（毎月１０日）**までに納付ください。
前納	②６ヶ月前納	４月～９月（前期）及び１０月～３月（後期）の**半年ごとの納付**です。資格取得時、及び３月と９月初旬に納付書を送付しますので、納付期限までに納付ください。 ※６月任意継続取得の場合、取得時に６月分保険料（割引なし）＋７月分～９月分前納保険料（前納割引あり）を納付いただきます。
	③１２ヶ月前納	資格取得時、及び３月初旬に納付書を送付します。 **３月までの１年（全期）ごとの納付**です。 ※６月任意継続取得の場合、取得時に６月分保険料（割引なし）＋７月分～翌年３月分前納保険料（前納割引あり）を納付いただきます。

（２）前納制度について
上記②③は、前納払いとなり、保険料の割引（割引額は、年４分の利率による複利原価法による）が適用されます（1 ヶ月あたり数十円～数百円）。取得月の割引はありません。翌月分の保険料から、割引の対象となります。
別途、振込手数料がかかり、本人負担となります。